

# 医療費の自己負担分・補装具の払い戻しについて

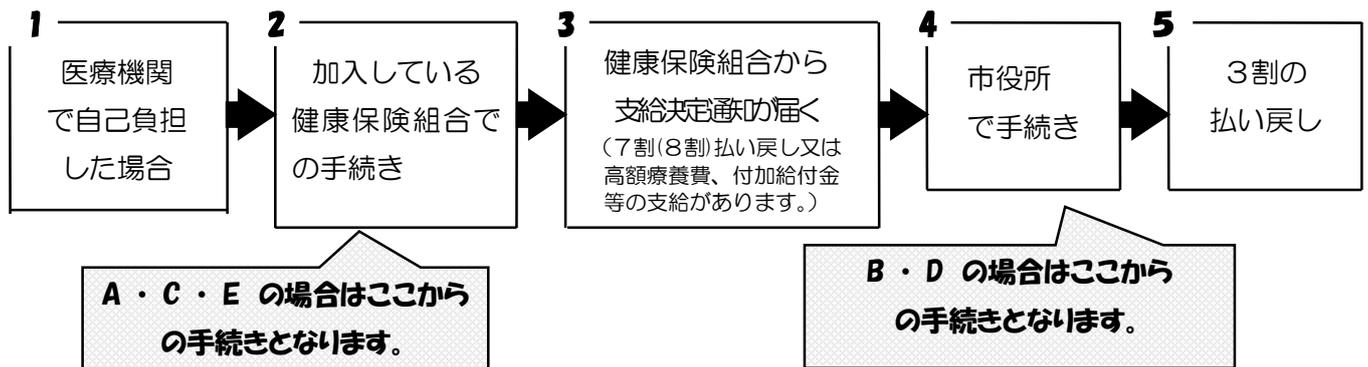
以下の場合、自己負担額の払戻しを受けることができます。

- A：保険証と医療費受給者証を提示しなかった場合（医療機関で10割自己負担された場合）
- B：医療費受給者証のみ提示しなかった場合（医療機関で3又は2割自己負担された場合）
- C：補装具を作成された場合
- D：愛知県外の医療機関を受診した場合（高額療養費、付加給付金の対象にならない場合）
- E：愛知県外の医療機関を受診した際に、窓口負担が21,000円以上の場合  
（高額療養費、付加給付金等が支払われる場合があります。）

## 1 手続きについて

市役所でお支払いできるのは、医療機関で診察等を受けた際の自己負担額（通常3割。小学校就学前のお子様については2割）です。そのため、医療費を全額自己負担された場合や補装具を作られた場合、高額療養費、付加給付金等が支給される場合には、まず加入中の健康保険組合でのお手続きが必要です。

## 2 手続きの手順



※ 国民健康保険に加入の方は、上記の 2 と 4 を同時にお手続きできます。

### 社会保険に加入の方

ご加入中の健康保険組合でお手続きが済みますと、保険適用分の金額（通常7割。小学校就学前のお子様については8割）又は、高額療養費、付加給付金等が各健康保険組合より支払われます。健康保険組合から『支給決定通知書』がお手元に届いた後、市役所でお手続きください。

## 3 申請に必要なもの

- ◆ 領収書
- ◆ 装着証明書（補装具の場合のみ）
- ◆ 健康保険証
- ◆ 受給者証
- ◆ 預金通帳
- ◆ 保険者からの支給決定通知書（原本）

領収書及び装着証明書は、健康保険組合でのお手続きの際に原本を提出する必要があります。そのため、事前にコピーを取っていただき、市役所へはコピーを提出してください。